

6次産業化普及推進事業補助金の審査について（案）

1 審査概要

伊達市農業振興事業取扱要領第2条の規定により、審査委員会が申請書及び実施計画書が6次産業化の推進につながるかどうかを多様な観点から審査を行う。

2 審査方法

申請された事業について、事業実施計画書（伊達市農業振興事業要領様式第1号その5、添付書類を含む）、及びプレゼンテーション、審査委員会による質疑応答の内容により審査する。

3 審査基準

別表の審査基準に基づき審査する。

4 補助事業の採択

- (1) 別表審査基準の各項目について、各審査委員が評価内容を参考に5段階評価で採点し、項目ごとに加点率をかける。
- (2) 各項目の平均点（各委員の点数の合計を委員数で割る）を出し、その点数を審査委員会としての点数とする。
- (3) 7項目の合計点が7560点以上（100点満点）の事業を採択候補とする。
- (4) 点数順に並べ、予算の範囲内で上位から採択する。
- (5) 点数が僅差の場合には、予算の範囲内で調整し採択できることとする。
- (6) 採択候補の補助額については、審査委員の協議により決定する。

5 審査結果の公表

採択・不採択にかかわらず、実施主体に結果を通知する。

別表 審査基準

評価項目

審査項目	評価得点	加点率	配点	評価内容
必要性	5点	×2	10点	・社会的必要性が認められ、市として支援すべきものであるか。
独創性		×3	15点	・新規性があるか。 ・創意工夫がみられるか。
実現性		×4	20点	・事業計画(予算、スケジュール、事業規模)、事業実施方法は妥当か。 ・実施体制が整っているか。
効果性		×4	20点	・事業実施により具体的な効果が期待できるか。 ・費用に対して事業内容は妥当か
発展性		×2	10点	・広く市民に支持され発展する可能性があるか。 ・地域経済に波及的効果を及ぼすか。
継続性		×4	20点	・継続的に事業に取り組むことができるか。 ・補助金による経費負担がなくなった場合にも、事業を維持することが可能であるか。
市への貢献度		×1	5点	・開発する商品が、市の魅力や知名度の向上につながるか。
合計		100点		

評価基準

5点	高く評価できる
4点	評価できる
3点	普通、妥当である
2点	やや不十分である
1点	不十分である